

第2章 環境に関連する動向

1 環境を取り巻く社会情勢

前計画の計画期間（平成18年度から平成27年度まで）の国内及び国際動向について以下にまとめます。「第四次環境基本計画」、「第三次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されるとともに、近年は、「エネルギー」や「低炭素」に関する動向は流動的となっています。また、「生物多様性」、「環境教育」に関する動きにも留意する必要があります。

平成 (年度)	主 な 国 内 動 向	主 な 国 際 動 向
18	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）改正（容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等） 	<ul style="list-style-type: none"> EUのRoHS指令施行（電子・電気機器における特定有害物質の使用制限）
19	<ul style="list-style-type: none"> 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）改正（食品循環資源の再生利用等を一層促進） 	<ul style="list-style-type: none"> IPCC第4次評価報告書発表
20	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律 改正（地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大） 生物多様性基本法、エコツアー法 施行 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書の第一約束期間開始
21	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）改正 	<ul style="list-style-type: none"> 国連気候変動サミット開催 COP15開催（コペンハーゲン合意に留意）
22	<ul style="list-style-type: none"> 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 国際生物多様性年 COP16開催（カンクン合意）
23	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> COP17開催（ダーバン合意）
24	<ul style="list-style-type: none"> 第四次環境基本計画の閣議決定 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）施行（低炭素まちづくり計画の策定など低炭素社会を促進） 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 国連持続可能な開発会議（リオ+20）開催
25	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の改正 循環型社会形成推進基本計画（第三次循環基本計画）の閣議決定 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> 水銀に関する水俣条約採択
26	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正 	<ul style="list-style-type: none"> IPCC第5次評価報告書統合報告書の公表
27	<ul style="list-style-type: none"> 建設リサイクル法の改正 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）施行 	<ul style="list-style-type: none"> COP21開催（パリ協定採択）

(1) 低炭素社会に向けた法整備の推進

平成20年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、一定規模以上の地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定することが義務づけられました。さらに、平成24年には「都市の低炭素化の促進に関する法律」（以下「エコまち法」といいます。）が公布され、低炭素なまちづくりに向けた取組が進められています。さらに、平成25年には、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」といいます。）の改正が行われるとともに、全ての新築建築物の省エネ法適合義務化を平成32年までに実施する方向で検討が進められています。

また、近年、地球温暖化が原因とみられる日降水量100mm以上の大雨や猛暑日の日数が増加しており、今後は生態系や健康など広範囲への影響が予想（IPCC 第5次報告書）されているため、市民・事業者をはじめとする全ての主体が地球温暖化の防止に関心を持ち、積極的に行動することが求められています。

「IPCC 第5次評価報告書統合報告書」では、温暖化のリスクに対処し、影響を極力減らす適応策の取組が必要とされており、国では適応計画の策定を予定しています。

東日本大震災は、広範囲にわたる大津波の襲来による被害や原子力発電所の事故など、深刻な問題を引き起こしました。これにより、国はリスク管理の在り方とともに、震災前のエネルギー政策や地球温暖化対策を含めた環境政策の見直しを行っています。引き続き、国の動向に留意するとともに、地域における取組を着実に進める必要があります。

(2) 再生可能エネルギーの推進

化石燃料系資源の枯渇や市場価格の変動、地球温暖化等を背景として太陽光、風力等の再生可能エネルギーの開発、利用が推進されています。特に、平成24年7月から開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー発電などが増加しています。

また、電力・ガスの小売自由化について、家庭用等規制が残る部分についても、電気は平成28年に、ガスは平成29年を目途に自由化することが予定されています。

(3) 資源循環の質の向上

石油や石炭といった化石燃料系資源に限らず、希少金属や飲料水といった天然資源の枯渇が懸念されます。また、途上国が環境に十分配慮しないなかで急速に経済発展していることに伴い、資源消費量及び廃棄物の発生量の急増がみられます。さらに、化石燃料系資源や希少金属等をめぐる国際紛争がみられます。

資源やエネルギーを大量に消費する現状を見つめ直し、社会を持続可能なものへと見直す価値観や意識の変化が地球的規模でみられます。また、閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化の必要性がうたわれています。

一方で、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故による大量のがれきや放射性物質に汚染された廃棄物については、その処理を巡り大きな社会問題にもなりました。東日本大震災以降、リスク評価の考え方は、防災面のみならず、環境面においても重視されるようになりました。今後は、環境面においても安全対策に対する認識や協力関係の共有を図ることが必要とされています。

(4) 公共施設・都市基盤ストックの更新

各地方公共団体において公共施設等の老朽化対策が課題となっており、更新等を計画的に行い最適な配置を実現することが必要となっていることから、国は、地方公共団体に対して平成26年4月22日付で公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請を行うとともに、同日付で「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を示しました。

これに伴い、本市においても平成27年度より、武蔵村山市公共施設等整備・再編推進本部を設置し、計画の策定に着手しています。

建築物の長寿命化を図ることは、資源の節約につながるものであり、また、新築・改築時に、壁・窓の断熱化や再生可能エネルギー設備を導入することで、CO₂排出量の削減につながります。そのような視点から見ると、建築物が地球温暖化にもたらす影響は大きいと考えられるため、環境に配慮した計画的な更新が求められます。

建設廃棄物の排出量は平成20年度より増加していますが、平成24年度の再資源化・縮減率は96%と着実に向上しています。

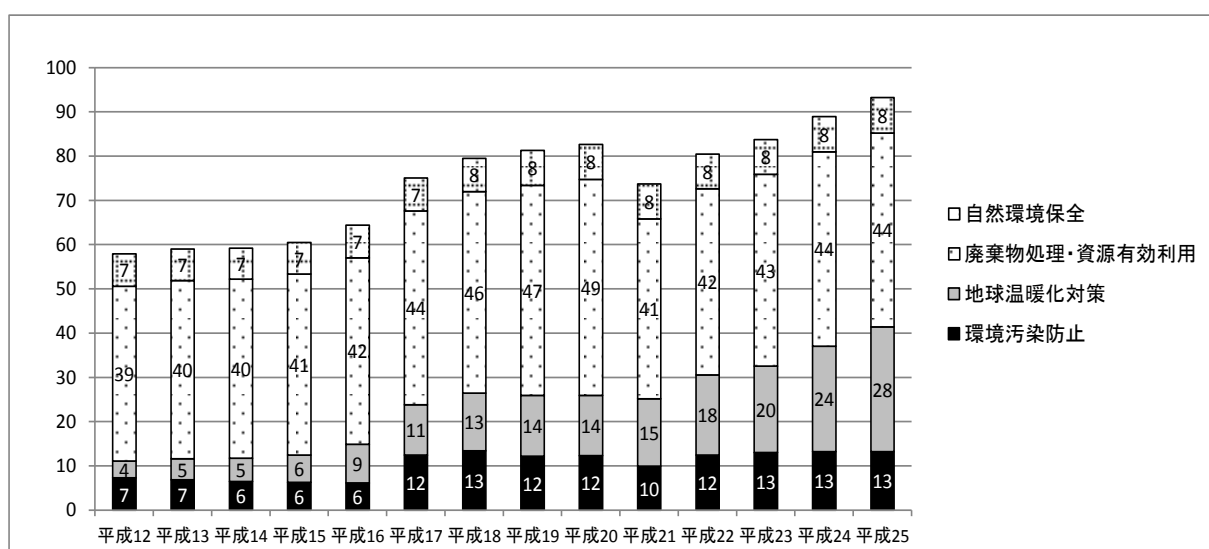
今後、東京オリンピック・パラリンピック関連工事の本格化や社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、これまでの高い水準での再資源化・縮減率の維持や発生量の増加への対応が必要とされています。

(5) 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

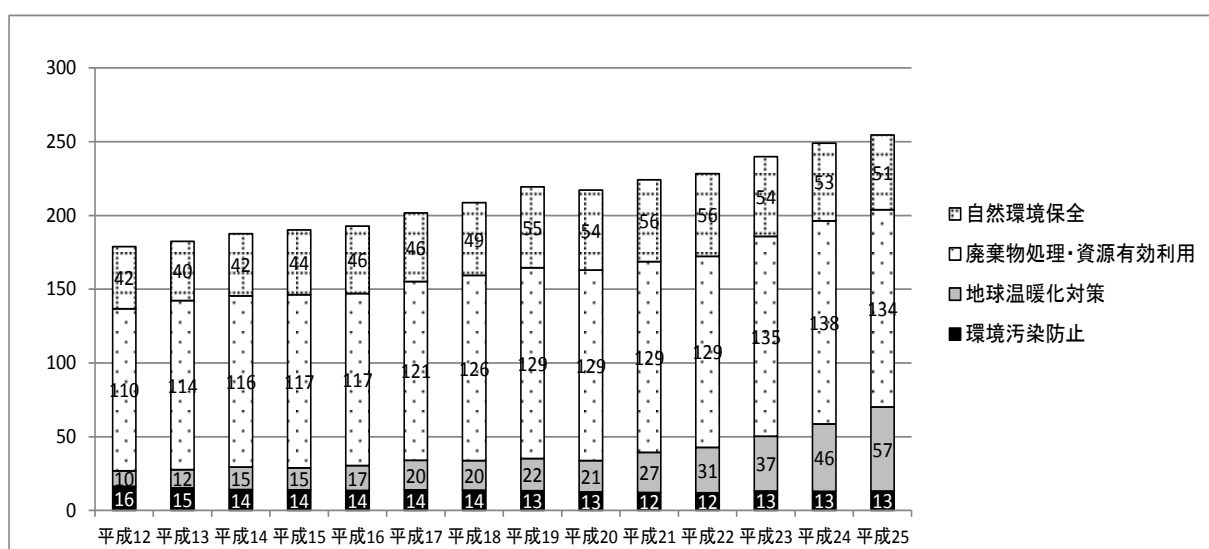
経済面ではグローバル化の進展に伴い、企業の国内生産拠点を海外へ移転させたり、集約化する動きが進んでいましたが、円安等による国内回帰も進んでいます。

環境省の推計によると、地球温暖化対策や資源有効活用分野といった環境産業の市場規模はリーマンショックを受けて平成21年に縮小しましたが、平成22年は景気の持ち直し等を受けて再び増加に転じ、平成25年、市場規模約93兆円（前年比約4.0%増）、雇用規模約255万人（前年比約2.3%増）と増加傾向となっています。

市場規模(平成25年版、兆円)



雇用規模(平成25年版、万人)



出典：環境省ホームページ（環境経済情報ポータルサイト）

(6) 生物多様性の危機と都市における「みどり」の役割の多様化

ア 生物多様性の危機

地球規模で生物多様性を構成する主要要素（遺伝子、種、生態系）の損失が続いていると報告されています（「地球規模生物多様性概況第3版」（平成22年生物多様性条約事務局公表））。日本国内においても、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系の損失は大きいと報告されており（「生物多様性総合評価」（平成22年公表））、生物多様性の保全と、生態系の持続可能な利用に向けた一層の取組が必要です。

イ 都市におけるみどりの重要性の高まり

都市のみどりは、従来の緑地としての役割に加え、ヒートアイランド現象によって生じる夏季の局地的な気温の上昇に対する緩和作用や二酸化炭素の吸収効果があります。

生物多様性の確保や、自然とのふれあいの場の創出など、都市環境におけるみどりに求められている機能は多様化し、重要性が高まっています。

また、平成27年4月に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農業の機能の発揮や保全のため、その振興が国や地方自治体の責務として定められています。

(7) 市民・事業者の参画の高まり

ア 市民や事業者の役割の拡大、地域全体での環境保全へ

少子高齢化により、環境保全の担い手が減少しており、地域全体で環境を保全していくことが求められています。また、公共的な領域・分野の管理運営は専ら行政が担うものとされてきましたが、公共的な領域が拡大、多様化するなかで新しい公共の考え方のもと、市・市民・事業者・NPOなど多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、協働して管理運営する事例が増えています。

環境関連では、エネルギーという視点から、新たな事業者・NPOが積極的にまちづくりに参画する様子も見受けられ、市民・事業者の役割が拡大しています。

東日本大震災以降、防災の観点から地域のコミュニティ活動の重要性が再評価されつつあり、これまで地域社会とつながりが少なかった市民の意識が変化し、地域活動や社会貢献への関心が高まりつつあります。

イ 学校や地域等における環境教育の充実

平成20年に小学校と中学校の学習指導要領が、平成21年には高等学校の学習指導要領が見直され、これらに持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれました。さらに、環境保全活動・環境教育の一層の推進や幅広い実践的人材づくりを規定した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」といいます。）が平成23年に施行されています。

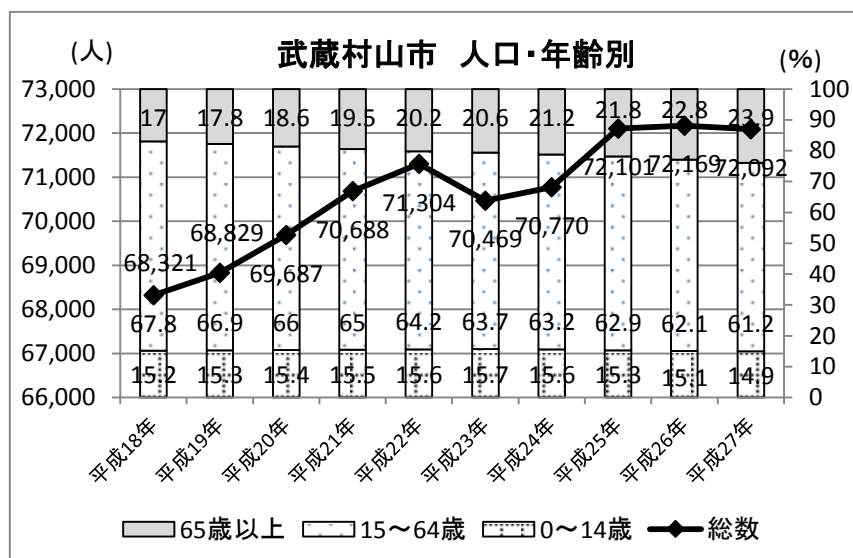
「環境教育等促進法」では、地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められています。

2 武蔵村山市の概要

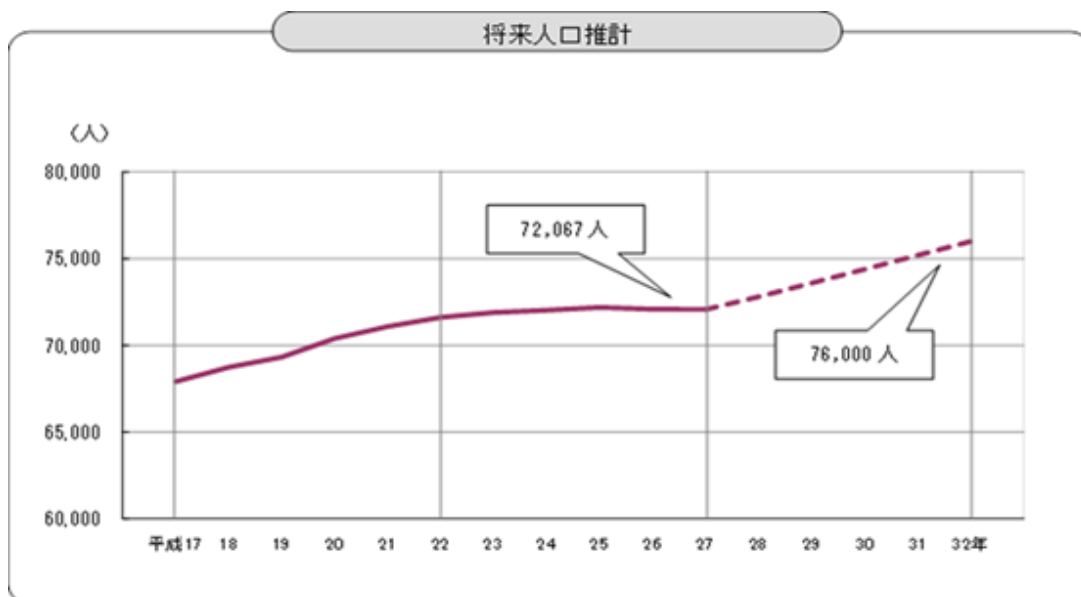
(1) 将来人口

人口減少社会への突入が危惧される昨今ですが、本市の、平成25年、26年の人口は、約72,000人とほぼ横ばいの状況となっています。

なお、平成32年の将来人口推計値は、76,000人となっています。



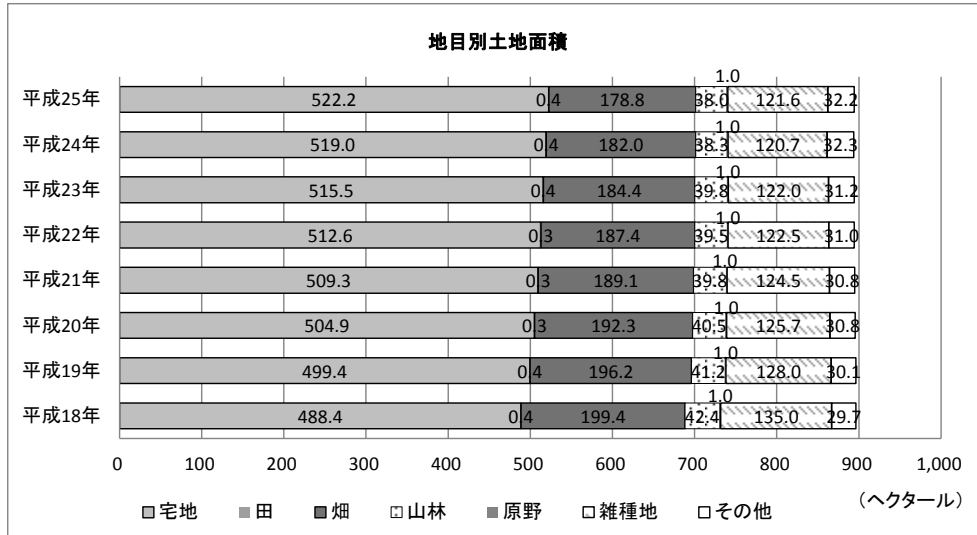
出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成27年1月1日現在）



出典：第四次長期総合計画後期基本計画

(2) 土地利用

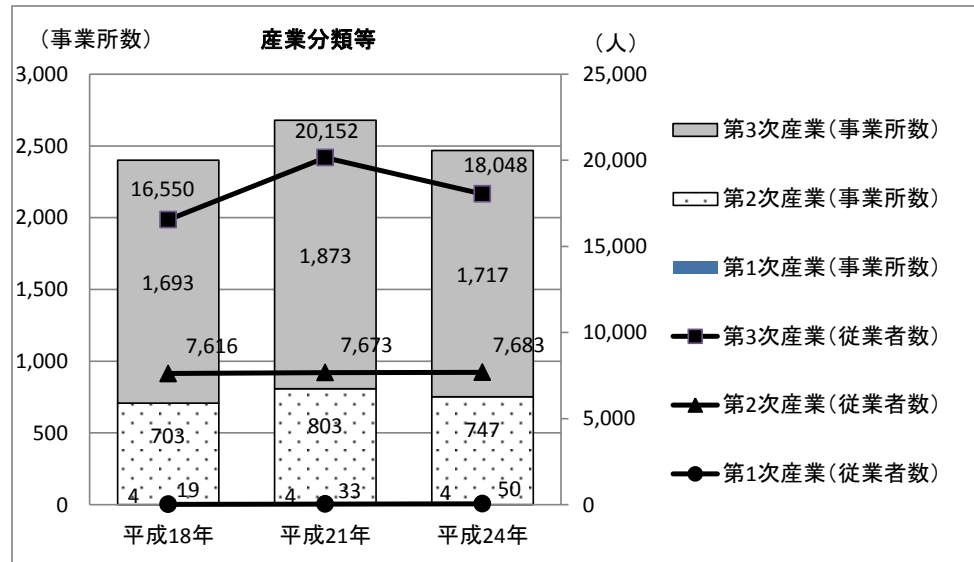
宅地は全体の6割を占め、増加傾向となっています。一方、畑、山林は減少傾向にあります。



出典：東京都の統計

(3) 産業構造

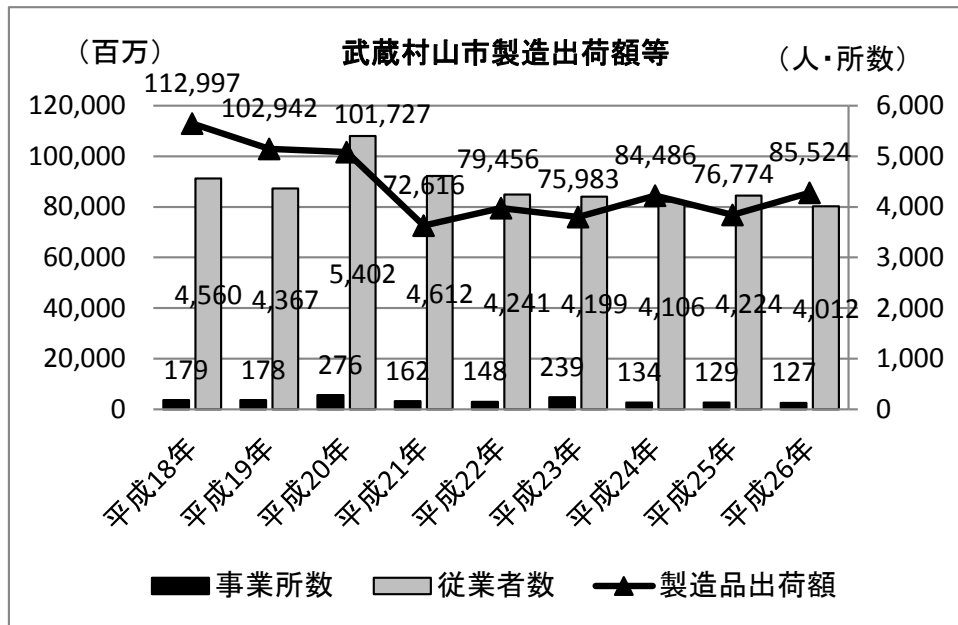
第3次産業が最も多く、全体の7割を占めています。また、製造品出荷額、経営耕地面積は年々減少しています。



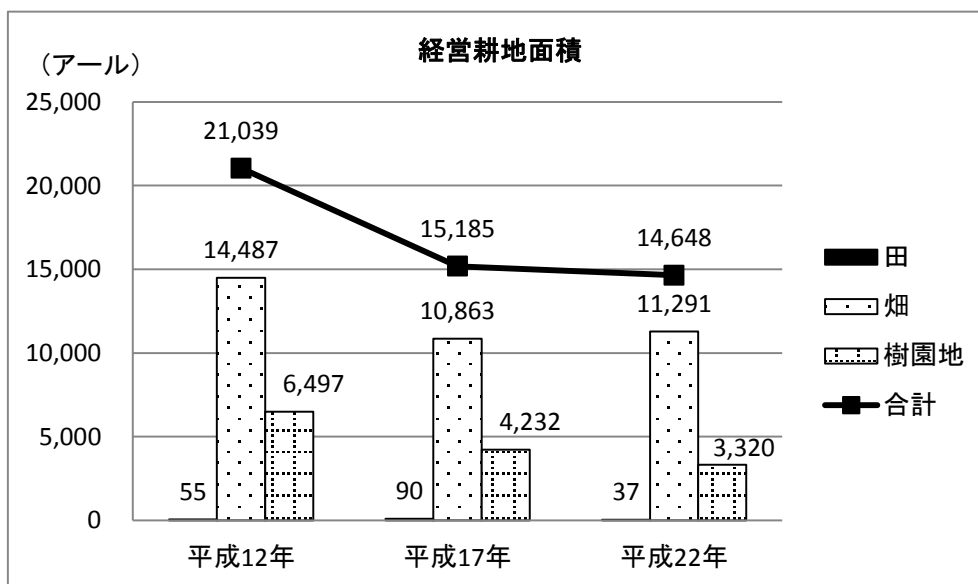
出典：2012 東京の工業

資料：総務省統計局 「平成21年経済センサス-基礎調査」

「平成24年経済センサス-活動調査」



出典：東京の工業



出典：2010年世界農林業センサス東京都調査結果報告（確報値）

3 市民意識

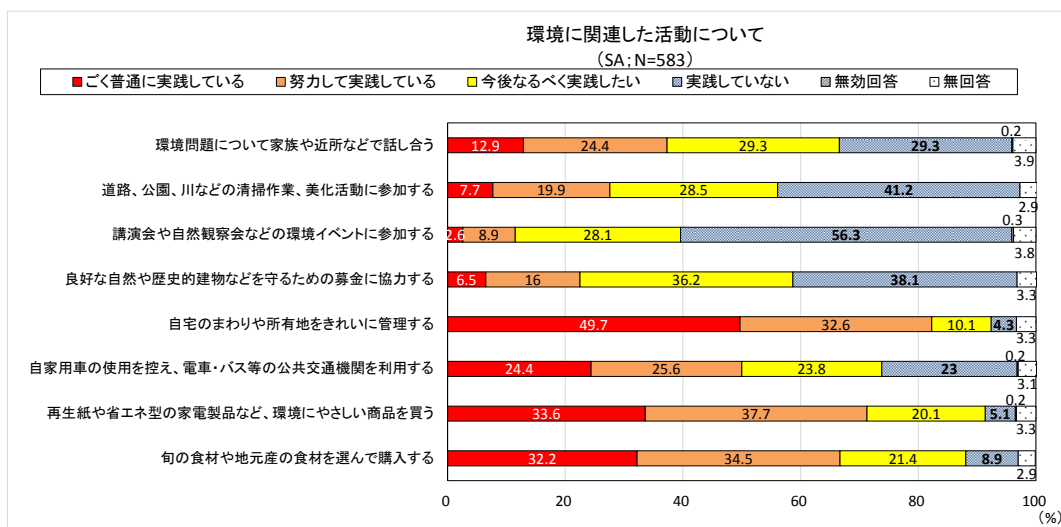
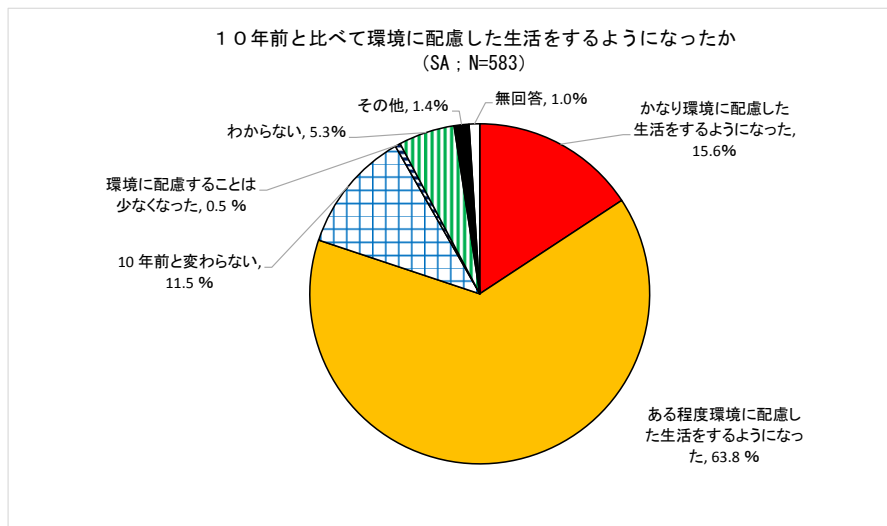
「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」を2,000人の市民及び200事業者を対象に実施しました。特徴的な結果を以下に示します。

(1) 関心のある環境問題

平成16年度時のアンケート結果と比べると、市民・事業者とも「地球温暖化による気象の異変や砂漠化」、「資源・エネルギーの浪費や枯渇」への関心が高まっています。

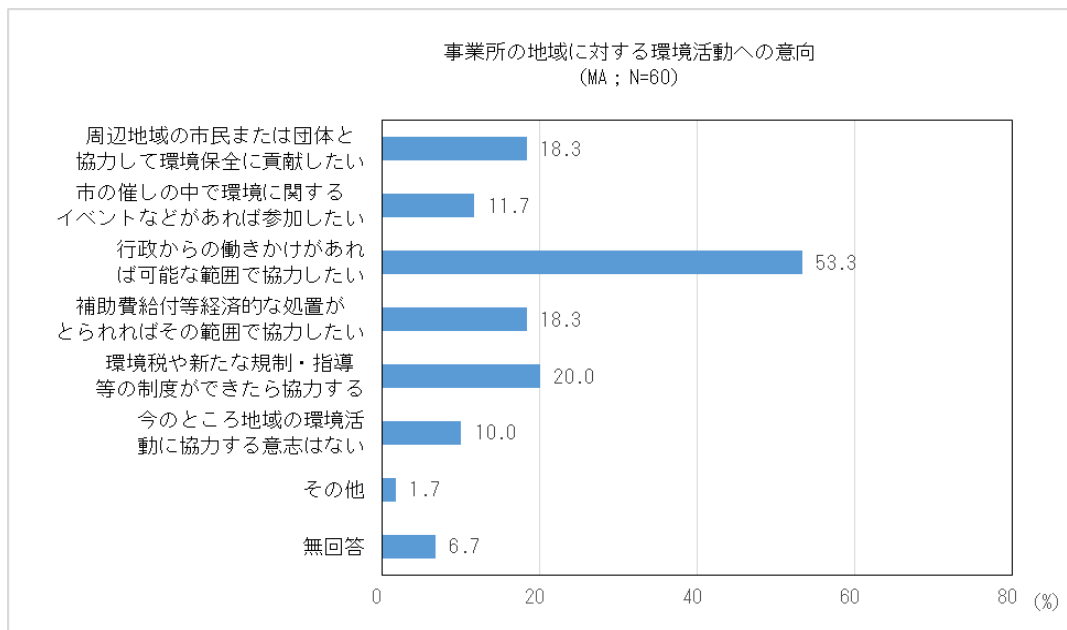
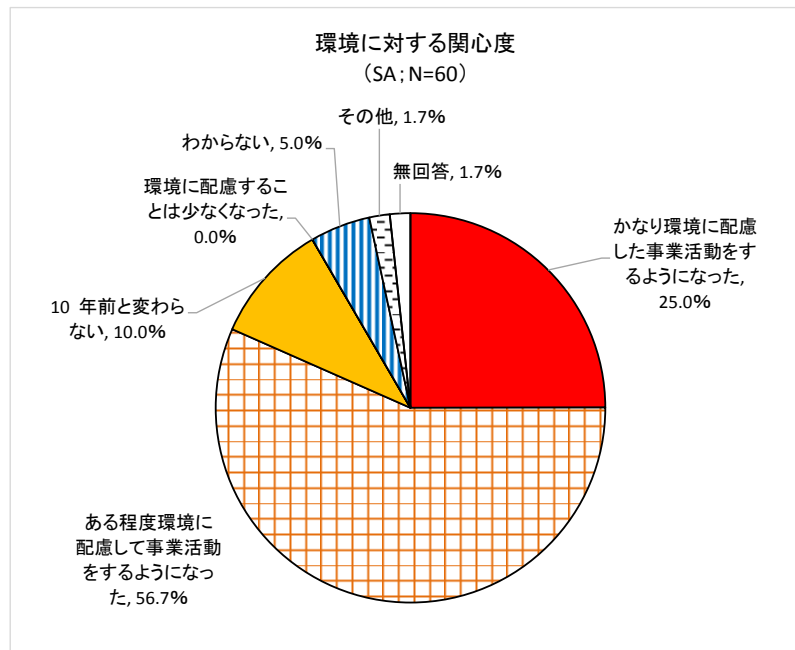
(2) 市民の環境に関する取組状況

10年前に比べると環境に配慮した生活や事業活動が浸透している状況が分かりました。一方で、身近な環境の行動から一歩進んだ地域の取組への参加などはまだ浸透していないことが課題として浮き彫りになりました。



(3) 事業活動の環境配慮状況及び地域活動に関する関心

事業者では、「行政からの働きかけがあれば可能な範囲で地域に対する環境活動へ協力したい」という声が全体の55%を占めています。具体的には、「地域のまちづくり活動の支援」、「地域の美化・清掃活動」への協力が最も多い結果となっています。



4 策定に当たっての視点

社会情勢の変化や市民意識、市の現状を踏まえ、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下の視点が求められています。

(1) 計画を取り巻く社会潮流の反映（低炭素まちづくり、生物多様性等）

法体系の整備や社会情勢等から、低炭素まちづくり、生物多様性、気候変動への対応等について、考慮する必要があります。

低炭素まちづくりに関連する地球温暖化やエネルギーについては、市民・事業者の関心も高まっています。一方で、エネルギーに関する技術の進展や社会情勢の変化が目まぐるしいことから、情報を見極めるとともに柔軟な対応が求められます。

低炭素まちづくりについては、緩和策とともに、適応策に関する取組の検討も課題となり、基礎自治体として、まずは地域情報の収集、情報提供が課題と考えられます。

生物多様性については、保全の視点に加え、生態系サービス等活用の視点も重要です。特に、本市の狭山丘陵や住宅街の緑地や農地は、市民が本市の魅力として感じている環境要素でもあり、積極的に保全していく必要があります。加えて、外来種などの課題も深刻となっており、都や周辺市町と連携を図りながら、対策を行っていくことが重要と考えます。

また、生息環境の確保やヒートアイランドの視点からも、都や周辺市町と連携を図り、残堀川、空堀川の水量確保の対策を行い、水辺の保全・水循環の創出を行っていくことが重要です。

(2) 市民ニーズを考慮した施策、分かりやすい施策の検討

現状の本市の環境等について「武蔵村山市環境に関する市民・事業者意識調査」を2,000人の市民及び200事業者を対象に実施し、得られた結果を施策の検討に反映して行くことが重要と考えます。

具体的には、10年前に比べると環境に配慮した生活や事業活動が浸透している一方で、地域の取組への参画などはまだ浸透していないことが課題であり、効果的な情報提供の仕組みの検討も求められています。

(3) 利便性との両立

市民が本市の魅力として感じている狭山丘陵をはじめとした「自然豊か」という点を次世代に引き継ぐための取組を進めるとともに、「自然と利便性との両立」や「子どもや高齢者、人々のつながり、活気のあるまち」が本計画ではキーワードとなると考えられます。また、本市において箱根ヶ崎までのモノレールの延伸は悲願であり、今後も実現に向け着実に一步ずつ取り組んでいくことが望まれます。

モノレール延伸の実現を見据えながら、本計画においては、利便性と環境の両立を行い、新青梅街道沿いの環境まちづくりを進めていくことが重要です。

(4) 多様な主体による取組の推進

持続可能な社会の実現は、市単独で進めることは難しいため、市民・地域活動団体・企業等がそれぞれの強みを活かし、より一層、協働して取組を進めていくことが求められます。

現在、地域での環境に関する取組を進めている事業者は少ないのが実状ですが、一定の意向を示していることから、関心のある事業者へ情報を届け、巻き込んでいくことも重要です。さらに、市民・事業者独自の取組が行われていることも推測されることから、取組を把握し、その取組の支援（表彰、PR等）も考慮する必要があります。

また、地球環境等の総合的な取組が必要な分野については、国や都と連携を図る必要があります。

(5) 計画の進捗管理について

計画期間が10年間となりますが、環境を取り巻く社会情勢の変化や技術の進展は目まぐるしいこと、また、「みどりの基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」等の関連計画もあることから、柔軟に対応が可能となるよう本計画では大きな方針について策定を行い、関連計画等で具体的な項目について定めることが重要です。

さらに、進捗管理状況を市民に分かりやすく伝えるために、シンプルな施策体系、進捗目標としていくことが必要と考えます。